

株主総会資料の電子提供措置の対象の見直しに係る会施規・会計規の改正案、公表 — 法務省

改正の内容

去る10月7日、法務省は「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」を公表した。事業報告に記載すべき事項の一部や（連結）貸借対照表・（連結）損益計算書に記載すべき事項を、電子提供制度における書面交付請求をした株主に交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載しなくてもよいこととする。とともに、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象事項についても同様の見直しを行うもの。

具体的には、次の事項について、電子提供措置事項記載書面に記載を要しないこととする（会施規95の4①〜④）。

- ・ 役員 の 責任 限定 契約 に関する 事項
- ・ 事業 の 経過 および その 成果 に対 処 す べき 課題
- ・ 補償 契約 に関する 事項
- ・ 役員 等 賠償 責任 保険 契約 に関する 事項

・（連結）貸借対照表および（連結）損益計算書に記載すべき事項

ウェブ開示によるみなし提供制度においては、前記と同様の事項をウェブサイトに掲載し、そのURL等を株主に通知すれば、当該事項に係る情報が株主に提供されたものとみなす（会施規133、会計規133）。

適用関係

また、令和3年法務省令45号で定められた、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象に係る特例措置に関する経過措置の規定を削除するほか、その他形式的整備を含む所要の改正を行う。

公布の日から施行される予定。ただし、ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正規定については、2023年3月1日からの施行が予定されている。

* コメント期限は11月7日。

会計

税効果関連の改正法人税等会計基準等、公表議決へ — ASBJ

去る10月4日、企業会計基準委員会は第488回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。**法人税等会計基準等の改正**

第486回親委員会（2022年10月1日号（No.1656）情報ダイジェスト参照）に引き続き、税金費用の計上区分およびグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する、企業会計基

準公開草案71号（企業会計基準27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等の改正文案等の審議が行われた。

委員から、特段の異論は聞かれず、次回親委員会（10月18日開催予定）で公表議決する予定。

金融資産の減損

金融資産の減損に関する会計基準の開発について、第188回金融商品専門委員会

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
11月30日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年8月期) 2カ月延長法人(令和4年7月期) ④ 消費税・地方消費税確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税・地方消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付 記) 税を考える週間(11月11日～17日)

国税庁・国税局・税務署

(2022年10月10日号 (No. 1657) 情報ダイジェスト参照) に引き続き、ステップ2の議論の総括が行われ、これまで議論された論点が次のように整理された。

- (1) 特段の異論が聞かれなかった論点
 - ・債務不履行の定義
 - ・信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮
 - ・監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮
- (2) 追加的な検討が必要との意見が聞かれた論点
 - ・信用リスクを見積る期間
- (3) 規範性のない教育文書等を提供することに関する意見が聞かれた論点
 - ・債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
 - ・将来予測情報の考慮
 - ・複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
- (4) 実効金利法による償却原価に関連する定めの取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することを提案した論点
 - ・貨幣の時間価値の考慮
 - ・債権のリストラフチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討

理に関する検討
 ・信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

この(4)に関して、事務局から、IFRS9号「金融商品」の分類・測定および減損に関連する次の論点が示された。そのうえで、相互の関連性を考慮して、ステップ2におけるこれらの取り入れ方の組み合わせについて具体的な検討を行う提案がされた。

- ① 償却原価の採用
- ② 利率
- ③ 引当における貨幣の時間価値の考慮
- ④ 信用減損資産に係る利息収益の認識
- ⑤ 認識の中止
- ⑥ 条件変更

委員からは、「(4)について、分類・測定の論点も絡み全体像がイメージしにくい。基準全体では」との意見が聞かれ、事務局から「タイミングを検討してお示ししたい」との回答があった。

会計・監査・開示
 ※来し方行く末

資本市場関係者の基本的な役割①(上場企業)

公認会計士
 市川 育義

今回から数回にわたって、資本市場関係者の基本的な役割等を説明することとする。まずは資本市場の主役ともいえる、上場企業(株式会社)を取り上げる。

意識して、社外取締役を構成メンバーに含めた取締役会の審議を深化させることが重要となる。

新規事業の立上げ当初は、株主であり経営者でもあるメンバーが中心となって、会社経営をスタートさせることとなり、その後、閉鎖的な世界のなかで悪戦苦闘しながらも、徐々に実績を積み上げ、事業も軌道に乗ると、資金調達や人材獲得の面で限界を感じるようになる。ちょうどそのころに、事業のさらなる拡大に向けて、株式上場が視野に入ってくるのではないだろうか。

② 資金調達

上場企業は、資本コストを意識して、必要な資金(設備投資資金、企業買収資金等)を銀行等からの借入れ、または資本市場における株式発行等を通じて調達する。なお、資本コストを意識するあまり、銀行からの借入金の比重が大きくなりすぎると、倒産リスクが増え、逆に資本コストが増加することもある点に留意が必要である。

上場企業は、調達した資金を経営戦略等において計画した事業領域に投下して実行し、定期的にその進捗状況を取締役に報告する。計画どおりに企業価値向上を実現できているか、できていないのであればいかなる軌道修正をどのようなタイミングで図るべきかなど、取締役会等において十分審議する。

④ 資金提供者(金融機関または株主)に対する報酬の支払
 資金提供者に対しては、報酬として、借入契約に基づく支払利息(金融機関)または取締役会決議等に基づく配当金(株主)を支払う。なお、資本還元策として、近年、自己株式の取得が活発に行われているが、自己株式の取得は、投資判断指標(PER、ROEなど)に影響することはあっても、そもそも将来キャッシュフロー自体に影響することはない点に留意が必要である。

③ 経営戦略の確実な実行と経過報告

上場企業は、調達した資金を経営戦略等において計画した事業領域に投下して実行し、定期的にその進捗状況を取締役に報告する。計画どおりに企業価値向上を実現できているか、できていないのであればいかなる軌道修正をどのようなタイミングで図るべきかなど、取締役会等において十分審議する。

⑤ 情報開示と定時株主総会の開催
 期中においては、取締役会審議に基づいて、定期的(四半期、期末など)に情報開示を行う。年度末終了後に開催される定時株主総会においては、当年度の業績報告や役員選任等の議案の審議(株主による議決権行使)を行い、最終的に株主の信任を得ることで、株主総会は終結する。

上場企業としては、今後も引き続き、多くの株主から信任が得られるよう、将来に向けた企業の経営方針や事業戦略等に関する開示内容を充実させるとともに、潜在株主(将来株主)を含む投資家との建設的な対話が重要となる。

① 経営戦略の策定と経営資源の確保

上場企業は、中長期的な視点から、ありたい姿を実現するための経営戦略等の策定と、現在の経営資源とのギャップから、必要な経営資源(機械設備、人的資本、無形資産等)を明らかにする。そのため、対外的な説明責任を

大幅な軌道修正が必要となる場合には、その内容を適時に対外開示するとともに、必要に応じて、資金調達先である金融機関や機関投資家に説明する。

上場企業としては、今後も引き続き、多くの株主から信任が得られるよう、将来に向けた企業の経営方針や事業戦略等に関する開示内容を充実させるとともに、潜在株主(将来株主)を含む投資家との建設的な対話が重要となる。

ISSB最終基準の公表は越年へ

—SSBJ

去る10月6日、SSBJは第3回サステナビリティ基準委員会を開催した。今回は、9月に開催されたISSBボード会議において暫定的に決定された事項について、審議された。

SI・S2基準案の再審議計画

次のトピックが再審議される。

- ① SI・S2両基準案について再審議するトピック
 - (a) スケーラビリティ (Scalability) (後述)
 - (b) サステナビリティ関連および気候関連のリスクおよび機会が、企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与える現在および予想される影響
- ② SI基準案について再審議するトピック
 - (a) 企業価値
 - (b) 要求される報告の幅
 - (c) 「重大な (Significant)」 サステナビリティ関連のリスクまたは機会
 - (d) 「重大な (Significant)」 サステナビリティ関連のリスク

- スフおよび機会の識別および開示 (—SSBJ以外の基準設定主体が開発したマテリアルの使用を含む)
- (e) 重要性 (Materiality) の評価の適用
- (f) つながりのある情報
- (g) 報告の頻度

③ S2基準案について再審議するトピック

- (a) 戦略および意思決定 (移行計画を含む)
- (b) 気候レジリエンス
- (c) 温室効果ガス排出
- (d) 産業別要求事項 (ファイナンスおよびファシリティシヨンの係る排出を含む)

スケーラビリティ

公開草案の適用に関して、「世界中の企業の能力および準備状況の違いを考慮すべき」との意見が多数寄せられたことを受け、ISSBは、企業における基準適用を支援するため、新たな概念として「スケーラビリティ」を提示した。今回、暫定的に決定された事項は次のとおり。

- ① 両基準案の適用における企業の負荷を軽減するため、開示要求についてスケーラビリティを考慮することができること
- ② 具体的なスケーラビリティの課題に対応するために、どのメカニズムが適切であるかを評価するための4つの要因

今後の予定

ISSBは、2022年末頃までに、両基準案に対するフィードバックに関する議論を完了させ、2023年の可能な限り早い時期に最終基準を公表する予定。また、2023年の早い時期にISSBの将来の優先事項に関する協議を実施予定であることを示した。

四半期開示の見直し、具体的議論開始

—金融審議会デイスクリージャーWG

適時開示の充実

去る10月5日、金融審議会は第1回デイスクリージャーワーキング・グループ (座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授) をオンラインで開催した。

本WGは、6月に公表された「デイスクリージャーワーキング・グループ報告」に盛り込まれた、四半期決算短信への「一本化」の具体化に向けた課題等について、さらなる検討を行うもの。

今回は四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミングについて、次の論点が示され、議論が行われた。

四半期決算短信の義務づけの有無

上場企業への四半期決算短信作成・提出を義務づけるか、あるいは任意とする (義務づけを廃止する) かについて、多くの委員から義務づけに賛成する意見が聞かれた。

一方、「すべての上場企業への義務化は反対」、「プライム企業のみ義務化としては」との意見も聞かれた。

四半期決算短信の開示内容

セグメント情報やキャッシュ・フロー情報などは、現行の四半報に含まれている一方、四半期決算短信には含まれていない。このような情報の開示について、委員から、「セグメント情報やキャッシュ・フロー情報は四半期決算短信でも開示すべき」、「現行の四半期決算短信の内容を維持し、開示されてい

ない事項に重要な変更があれば適時開示すればよい」などの意見が聞かれた。

四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無

監査人によるレビューの義務づけをどう考えるかについて、委員からは、「レビューがあれば資金調達も有利になる」など賛成意見が聞かれた一方、「タイムリーな開示を優先すべき」「企業負担が増加する」など反対意見も聞かれた。

また、「シンガポールのように、基本的に四半期開示は任意だが、監査人が不適正意見を付した場合には義務化されるという制度がよいのでは」「第1、第3四半期のレビューは不要では」といった意見も挙げられた。

レビューを付ける場合に四半期決算短信の提出時期が遅れが生じる可能性がある問題については、事務局資料で、半数以上の上場企業が四半期決算短信開示から四半報提出までの日数が5日以内との調査結果が示された。委員から「その程度の遅れは問題ないのでは」との意見がいくつか聞かれた。

四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

現在、四半期決算短信の虚偽

記載には取引所規則の制裁措置が課されており、四半報等の法定開示書類の虚偽記載の責任については、金融商品取引法の罰則が課されている。

これらのエンフォースメントの今後のあり方や、四半報の廃止で虚偽記載への刑事罰・課徴金といったエンフォースメントがなくなることに、委員からは「取引所規則のみでよい」「四半期の開示情報の信頼性を保つため、エンフォースメントは重要」との意見が聞かれた。

国際会計

セグメント情報の改訂ASU案、公表—FASB

去る10月6日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「セグメント情報トピック280」—報告セグメント開示の改善」を公表した。

セグメント情報の開示については、マネージメント・アプローチを規定したFASB基準書131号の発行から、重要な改訂はされていなかった。しかし、開示情報の強化のため、重要なセグメント費用などの追加開示を要求する公開草案が公表された。

半期報告書・中間監査のあり方

四半報の廃止に伴い、半期報告書の記載内容や、保証(半期報告書には中間監査が行われている)のあり方について、委員

から「中間監査は、日本独特の監査制度となっており、国際的な監査基準と整合性が図られているレビュー手続に一本化すべき」という意見が多数聞かれた。一方、「第2四半期は第1、第3より高い水準の開示やレビューをすべき」との意見も挙げられた。

公開草案の内容

公開草案は、公開企業に次の追加の開示等を要求しているが、現行の開示要求、報告セグメントの決定方法に変更はない。

- ① 重要なセグメント費用(定期的に経営上の最高意思決定者(chief operating decision maker)に報告される費用)(年間と期中期間)の開示

経理用語の豆知識

構成単位の監査人とのコミュニケーション



グループ監査において、個別の財務的重要性を有する重要な構成単位については、グループ監査チームまたはその指示を受けた構成単位の監査人は、構成単位の重要性の基準値に基づいて構成単位の財務情報の監査を実施しなければならない。グループ監査チームは、構成単位の監査人に、グループ財務諸表の監査において要求する事項として、実施すべき作業、その作業結果の利用目的ならびに構成単位の監査人のグループ監査チームへの報告の様式および内容を適時に伝達しなければならない。

また、構成単位の監査人に対して、グループ財務諸表の監査についてのグループ監査チームの結論に関連する事項を報告するように依頼しなければならない。グループ監査チームは、構成単位の監査人からの報告事項を評価しなければならない。不十分であると判断した場合には、グループ監査チームがどのような追加手続を実施すべきか、または、その手続を構成単位の監査人もしくはグループ監査チームのどちらが実施するかを決定しなければならない。

- ② 報告セグメントのその他のセグメント項目の金額(Other segment items) (セグメント収益と重要なセグメント費用の純額)から「報告されているセグメント項目の損益」を控除したもの)とその構成内容の開示

- ③ トップック280の年間の開示を期中期間でも要求
- ④ 経営上の最高意思決定者が2つ以上のセグメント損益を使用している場合、セグメント

- ト損益項目の追加開示ができることを明確化
- ⑤ 単一の報告セグメントを有する企業に、現行のトピック280と公開草案での追加開示を要求

適用関係・コメント期限

公開草案の改訂は遡及的に適用され、適用日と早期適用の可否は未定である。
コメント期限は2022年12月20日である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年9月30日	経営研究調査会研究報告69号「フォレンジック業務に関する研究」	JICPA	フォレンジック業務(いわゆる不正調査のみならず、関連記録の調査・分析や影響の大きさの評価等を含む)を行う会計事務所等の実務および業務開発に資することを目的として、実務事例を交えながら取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220930ceb.html	—
2022年10月7日	「所得税基本通達の制定について」の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	雑所得の範囲の明確化を図るもの。いわゆる副業による収入金額が事業所得と雑所得のいずれに該当するかについて、社会通念で判定することを原則としながらも、記帳・帳簿書類の保存の有無等も判断要素となることを示している。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/index.htm	—

金融

タイトな雇用統計の数字が強める景気悲観論

米労働省は10月7日、9月の雇用統計を発表した。失業率は、市場予測の3.7%に対して実績値は3.5%と前月比でも0.2%ポイント改善、非農業部門の雇用者数は前月から26万3,000人の増加で25万人増の市場予測を上回り、平均時給は、前年同月比5.0%の増加で市場予測5.1%を下回ったものの、市場は高水準の伸び率が続いているとの見方だ。

1%の連続利上げが視野に入る。一方で、今後来年にかけて、利上げがもたらす経済への悪影響も深刻になっている。

以上から、今回の雇用統計は雇用情勢が引き続きタイトな状況が継続しており、これまでの米連邦準備制度理事会(FRB)による追加利上げの効果を確認するには至っていないことがわかった。FRBの次回以降の引締め姿勢が軟化どころか、むしろ強化されるといった市場の見方が広がりつつある。

10月11日には、国際通貨基金(IMF)が2023年の世界経済の成長見通しを、前回7月より0.2%ポイント下げて2.7%に、アメリカ経済については今年の成長率見通しを0.7%ポイント下げて1.6%に下方修正するなど、景気見通しが世界的に悪化傾向を強めつつ

ある。翌年の成長見通しが3%を割り込むのは2000年以降では初めてで、リーマンショック時の翌年予想をも下回る。この結果、NYダウは雇用統計の発表直後から週明けにかけて、一時600ドル以上の大幅な下落となった。

株価は下落基調にある、といても毎日下がり続けるわけではない。10月上旬、米株価はかなり目立った反騰をみせた。3~4日の連騰で株価は5~6%上昇した。米株価に連動して、主要国の株価も揃って5%前後上昇した。

為替市場では、ドル/円相場が大幅ではないが堅調に推移、ややドル高・円安方向へ動き、9月22日の市場介入直前の水準まで戻している。市場で一部にみられる、FRBの緩和方向への転換期待は否定される結果が続く、今後は景気への悲観論が強まる可能性も出てきた。

この上昇の理由は、米FRBの有力者が、インフレ沈静化の若干の早期化、金融引締め幻想より早い利上げ幅縮小、利上げストップ時期到来の可能性に言及したこと等が挙げられる。しかし、アメリカの雇用統計が公表されると、米株価は反落、それが世界の市場へ伝わり、同時株安となった。利上げ政策の転換が遠のいたという連想からである。まさに経済のグッド・ニュースはウォール街にはバッド・ニュースなのである。

証 券 今後の米株価の方向性を探る

8月から9月にかけて、パウエル議長がFRBの金融政策発言はより激しい内容になっていった。インフレ進行に対する見方が厳しくなってきたことを反映するものである。株式市場も米経済の先行きに弱気になり、連日のように株価下落となった。

多くの欧州、アジアの株価・株価指数はアメリカと同レベルの20%台の下落となったが、インド、イギリスなどが1ケタの下落にとどまった。やや意外感があるが、期間中の変動幅が小さかった市場は9月末までの株価下落幅が相対的に小さかったように思われる。

世界的に株式市場心理が冷え込んでいることは確かであるが、投資資金が豊富にあることも事実である。今後も10月初めのようにわずかの材料で株価が反騰する可能性はある。この先、企業収益が大崩れすることがなければ、株価の大幅下落といった事態は避けられよう。そして、ひたすらインフレ沈静化を待つのみである。

米金利先物市場でも、11月1,2日に開催される連邦公開市場委員会(FOMC)で0.75%の利上げを実施する確率が、85%から92%に上昇するなど、年内は0.75%ないしは

この結果、主要国の9月末の株価は年初と比べ、大きく下落した。米株価・株価指数の下落率は軒並み20%を超え、なかで

この結果、主要国の9月末の株価は年初と比べ、大きく下落した。米株価・株価指数の下落率は軒並み20%を超え、なかで

この結果、主要国の9月末の株価は年初と比べ、大きく下落した。米株価・株価指数の下落率は軒並み20%を超え、なかで

この結果、主要国の9月末の株価は年初と比べ、大きく下落した。米株価・株価指数の下落率は軒並み20%を超え、なかで